（略）	（略）	（略）
第三十六条第七号に掲げる事務	福島地方環境事務所及び県北支所	岩手県及び宮城県内の区域

（雑則）

第五十三条　この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、地方環境事務所長が環境大臣の承認を受けて定める。

附　則

（次長の設置期間の特例）

第二条　第一条の次長は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（放射能汚染対策課の設置期間の特例）

第三条　第七条第一項の放射能汚染対策課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（国立公園利用企画官の設置期間の特例）

第四条　第七条第二項の国立公園利用企画官は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（総務課の設置期間の特例）

第五条　第三十条の総務課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（渉外広報課の設置期間の特例）

第六条　第三十条の渉外広報課は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（企画課の設置期間の特例）

第七条　第三十条の企画課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（経理課の設置期間の特例）

第八条　第三十条の経理課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（削る）

（削る）

（削る）

（環境再生課の設置期間の特例）

第九条　第三十五条第一項の環境再生課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（略）	（略）	（略）
（新設）		

（雑則）

第二十九条　この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、地方環境事務所長が環境大臣の承認を受けて定める。

附　則

（首席調整官及び調整官の設置期間の特例）

第二条　第一条の二第一項の首席調整官及び調整官のうち五人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第一条の二第一項の調整官のうち一人は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（庶務課の設置期間の特例）

第三条　第二条第一項の庶務課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（新設）

（新設）

（企画課の設置期間の特例）

第四条　第二条第一項の企画課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（経理課の設置期間の特例）

第五条　第二条第一項の経理課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（放射能汚染対策課の設置期間の特例）

第六条　第二条第一項の放射能汚染対策課は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（除染対策第一課の設置期間の特例）

第七条　第二条第一項の除染対策第一課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（除染対策第二課の設置期間の特例）

第八条　第二条第一項の除染対策第二課は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（放射能汚染廃棄物対策第一課の設置期間の特例）

第九条　第二条第一項の放射能汚染廃棄物対策第一課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。